

施工箇所が点在する工事の間接工事費の積算について

1 趣旨

施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際必要な費用に乖離があるため、共通仮設費、現場管理費を箇所ごとに算出する積算とする。

2 対象工事

施工箇所が複数あり、施工箇所が1 km程度を超えて点在する工事を対象とする。（別紙1参照）

ただし、間接工事費の積算における工種区分が「森林整備」においては対象としない。

3 特記仕様書への記載

特記仕様書に「施工箇所が点在する工事の間接費の積算」対象であることを記載する。（別紙2参照）

4 工事箇所の設定方法及び積算方法（別紙3-1参照）

- (1) 点在する施工箇所が1 km程度を超えない範囲を1工事箇所として設定し、工事箇所ごとに設計書を作成する。
- (2) 直接工事費の大きい箇所を「親設計書」とし、その他の施工箇所を「子設計書」に分類する。
- (3) 主たる工事区分は、工事全体で判断する。（工事箇所ごとに主たる工種区分を設定しない。）
- (4) 直接工事費の施工規模等の入力条件は、工事箇所ごとの数量から選択する。
- (5) 労務費、材料費等単価の地区設定は、工事箇所ごとに選定する。
- (6) 共通仮設費及び現場管理費については、工事箇所ごとに算出した合計額とする。
- (7) 共通仮設費率、現場環境改善費率及び現場管理費率の補正については、工事箇所ごとに設定する。積上げ項目のうち、工事箇所ごとに分割できない場合は、直接工事費の最も大きい工事箇所に計上する。
- (8) 一般管理費等については、工事箇所ごとに分けない積算（以下、「通常の積算」と同様とする。

なお、一般管理費等算出時の共通仮設費率及び現場管理費率の地域補正係数は、「親設計書」で設定した係数によるものとし、「親設計書」と「子設計書」の直接工事費が同額の場合は、工事箇所ごとに算出した各補正係数のうち、優先順位の高いものとする。

また、一般管理費等算出時の現場環境改善費率については、現場環境改善費計上有の箇所（計上無の箇所は除外）のうち、直接工事費の最も大きい箇所の区分の率を適用する。なお、直接工事費の最も大きい箇所が同額で「大都市市街地」と「左記以外」がある場合は「大都市市街地」を適用する。

《積算のイメージ》

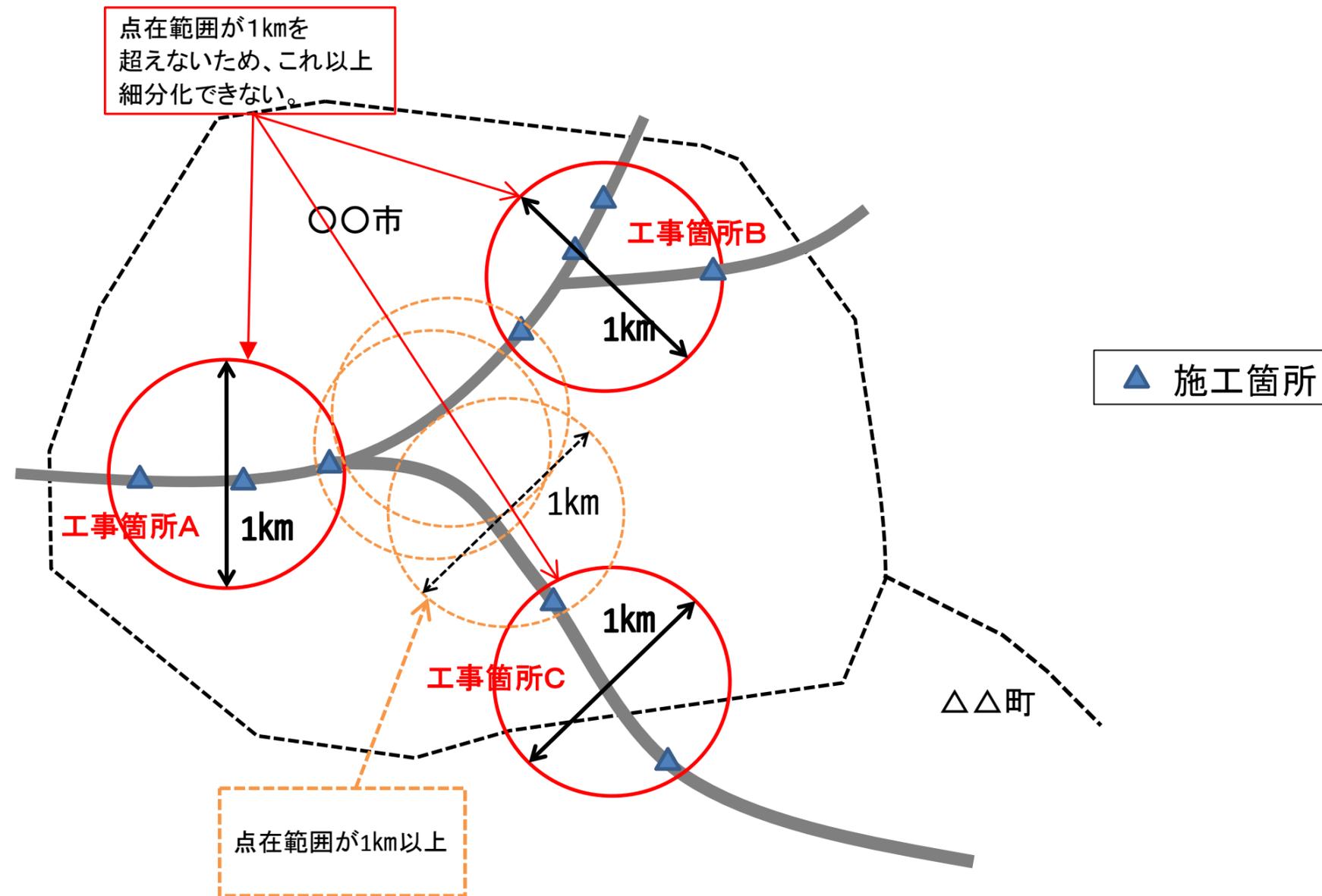
$$\begin{aligned} \text{本運用：} & \quad (\text{工事箇所A直接工事費}) \times (\text{間接費率}) \quad *A\text{の地域補正} \\ & \quad + (\text{工事箇所B直接工事費}) \times (\text{間接費率}) \quad *B\text{の地域補正} \\ & \quad + (\text{工事箇所C直接工事費}) \times (\text{間接費率}) \quad *C\text{の地域補正} \\ & \quad + (\text{A+B+Cの通常の積算の純工事費}) \\ & \quad \quad \quad \times (\text{通常の積算の一般管理費率}) \end{aligned}$$

※間接費とは、共通仮設費及び現場管理費をいう。

5 設計変更について（別紙3-2参照）

- (1) 設計変更で新たに工事箇所を追加する場合は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費は設計変更時点の単価、各率の算定式及び補正により算出する。
- (2) 設計変更時に当初設計の主たる工種区分は変更しない。
- (3) 一般管理費等については、通常の積算と同様とする。
- (4) 「親設計書」の直接工事費が小さくなったとしても、当初設計時の「親設計書」を変更しない。

施工箇所が点在する工事のイメージ



特記仕様書記載例

施工箇所が点在する工事の間接費(共通仮設費、現場管理費)、一般管理費等の積算について

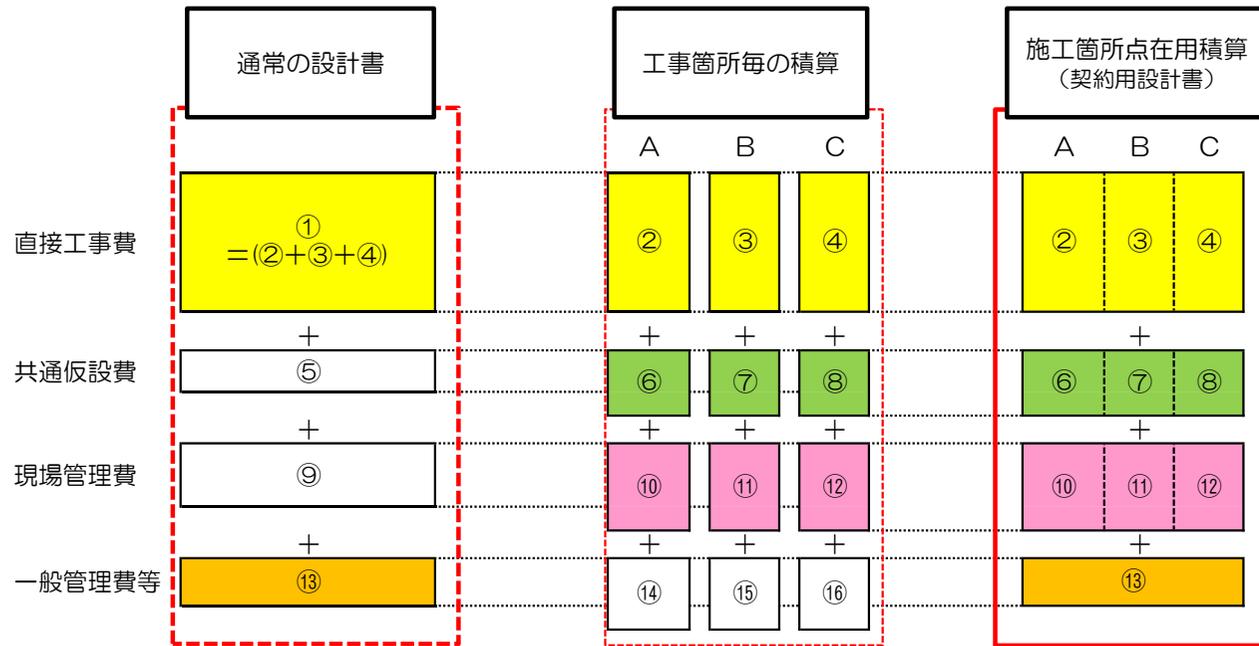
- 1 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、1 km程度を超えない範囲を1工事箇所とし、工事箇所ごとに共通仮設費、現場管理費を算出する工事である。
- 2 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費及び現場管理費の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。

一般管理費等については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。

施工箇所が点在する工事の積算方法のイメージ

○工事箇所が3箇所の事例



共通仮設費の算定 ⑤：①を対象額で算出

現場管理費の算定 ⑨：(①+⑤)を対象額で算出

一般管理費等の算定 ⑬：(①+⑤+⑨)を対象額で算出

⑥：②を対象額で算出
⑦：③を対象額で算出
⑧：④を対象額で算出

⑩：(②+⑥)を対象額で算出
⑪：(③+⑦)を対象額で算出
⑫：(④+⑧)を対象額で算出

⑭：(②+⑥+⑩)を対象額で算出
⑮：(③+⑦+⑪)を対象額で算出
⑯：(④+⑧+⑫)を対象額で算出

⑥+⑦+⑧とする

⑩+⑪+⑫とする

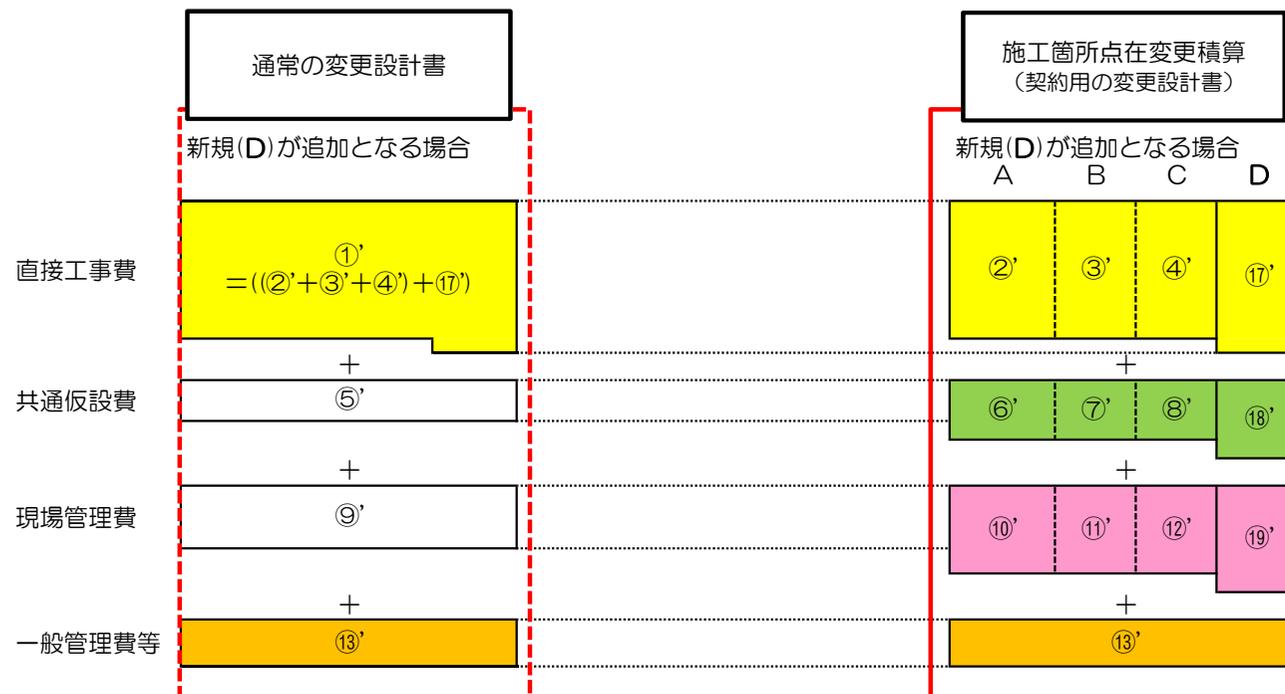
⑬：(①+⑤+⑨)を対象額で算出

《留意事項》

1. 点在する施工箇所が1 km程度超えない範囲を1 工事箇所として設定し、工事箇所ごとに設計書を作成する。
2. 直接工事費の大きい箇所を「親設計書」とし、その他の施工箇所を「子設計書」と分類する。
3. 主たる工種区分は工事全体で判断して設定する。(工事箇所ごとに主たる工種区分を設定しない)
4. 契約用設計書の共通仮設費及び現場管理費は工事箇所ごとに算出した合計額とする。
5. 共通仮設費率及び現場管理費率の補正は工事箇所ごとに設定する。
6. 一般管理費等は工事箇所ごとに分けずに算出する。
7. 一般管理費等算出時の共通仮設費率及び現場管理費率の地域補正係数は、「親設計書」で設定した係数によるものとし、「親設計書」と「子設計書」の直接工事費が同額の場合は、工事箇所ごとに算出した各補正係数のうち、優先順位の高いものとする。また、一般管理費等算出時の現場環境改善費率については、現場環境改善費計上上の箇所(計上無の箇所は除外)のうち、直接工事費の最も大きい箇所の区分の率を適用する。なお、直接工事費の最も大きい箇所が同額で「大都市市街地」と「左記以外」がある場合は「大都市市街地」を適用する。

施工箇所が点在する工事の設計変更積算方法のイメージ

○工事箇所（D）が追加となる事例



《留意事項》

1. 設計変更で工事箇所Dを追加する場合は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費は設計変更時点の単価、各率の算定式及び補正により算出する。
2. 設計変更時に数量の増減等により、当初設計の主たる工種区分は変更しない。
3. 一般管理費等算出時の共通仮設費率及び現場管理費率の地域補正係数は、通常の積算と同様とする。
4. 「親設計書」の直接工事費が小さくなったとしても、当初設計時の「親設計書」を変更しない。

共通仮設費の算定 ⑤' : ①'を対象額で算出

共通仮設費の算定 ⑥' : ②'を対象額で算出
⑦' : ③'を対象額で算出
⑧' : ④'を対象額で算出
⑩' : ⑦'を対象額で算出
⑬' + ⑦' + ⑧' + ⑩'とする

現場管理費の算定 ⑨' : (①' + ⑤')を対象額で算出

現場管理費の算定 ⑩' : (②' + ⑥')を対象額で算出
⑪' : (③' + ⑦')を対象額で算出
⑫' : (④' + ⑧')を対象額で算出
⑬' : (⑦' + ⑩')を対象額で算出
⑩' + ⑪' + ⑫' + ⑬'とする

一般管理費等の算定 ⑬' : (①' + ⑤' + ⑨')を対象額で算出

一般管理費等の算定 ⑬' : (①' + ⑤' + ⑨')を対象額で算出